

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

| 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 主管課 |
|---------------------------|-------------|----------------------|------------|---|-------|
| 宮町浄水場自家発電設備整備修繕 | 平成28年10月13日 | 明電ファシリティサービス(株)北海道支店 | 2,646,000 | 本修繕の対象機器は、宮町浄水場に設置された停電時のバックアップ設備である。停電時に自家発電設備が起動できない場合、取水から浄水処理に及ぶ全ての浄水場の機能が停止し、浄水処理が滞る恐れがある。 本修繕ではエンジン系統の分解点検・清掃・消耗品の交換及び発電系統の点検・調整を行う。また、修繕後に総合試運転・調整を実施し、停電時の浄水処理に欠かせない本設備の予防保全と機能回復を図る。 浄水処理を継続しながら本修繕を行うため、緊急の際は修繕中の自家発電設備を早急に復旧する必要がある。そのためには、設備の構造や特徴に精通している者でなければ迅速に復旧するのは困難である。 当該設備は(株)明電舎が設計・製造・納入したものであるが、整備修繕に必要な技術・資料については製造メーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、製造メーカー若しくはその整備修繕を移管された業者でなければそれらを手に入れることができない。そのため、(株)明電舎から直接、整備修繕業務を移管された左記業者以外では修繕を行うことはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 藻岩浄水場 |
| 札幌市水道局ボトルドウォーター「さっぽろの水」製造 | 平成28年10月17日 | ゴールドパック(株) | 4,991,540 | ペットボトル水の生産ラインを有する本市競争入札参加資格者は十数社存在するが、いずれも、「自社製品のみを製造」等との理由から、請負可能な業者は一社も存在しない。 左記の業者は、本市の未登録業者ではあるが、恵庭市内にペットボトルの工場を有しており、「さっぽろの水」を万本単位で製造することができる唯一の業者であることから、特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当する) | 中部料金課 |
| 定山溪取水場土砂吐きゲート整備修繕 | 平成28年10月28日 | (株)IHIインフラ建設北海道支店 | 2,052,000 | 本設備は、河川の一部を堰き止め河川水を取入れる役割を担う、浄水場の運転には不可欠な施設である。本設備に不具合が生じた場合には、浄水処理が滞る恐れがあることから整備修繕を行い、不具合を解消し、機能回復を図る必要がある。 本修繕を施行するに当たり、新規サイドローラーの作成や取付の際の調整、試運転においては、他社には開示していないメーカー独自の制作図やクリアランス等の許容範囲などのデータが必要であり、それらを保有している業者でなければ良否の判断及び施行調整ができない。本修繕の対象設備は、(株)栗本鐵工所が製造したものであるが、メンテナンスに関しては左記業者に移管されており、上記データを保有している唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 白川浄水場 |
| 藻岩浄水場排水池洗浄排水流入弁設備整備修繕 | 平成28年10月27日 | (株)森田鐵工所北海道営業支店 | 3,348,000 | 本修繕の対象機器は、左記業者が納入した製品である。藻岩浄水場排水池洗浄排水流入弁設備は、ろ過池洗浄で発生する洗浄排水を各排水池に流入させる役割を持ち、ろ過池及び排水池を運用するためには必要不可欠な設備である。 本修繕は、15年毎の点検整備(バタフライA級点検・バルブコントローラB級点検)を行い、試運転調整を行うことで機器の性能の維持、故障の予防保全を図ることが目的である。 修繕の履行のあたっては、浄水処理に支障の無いよう正確・迅速に行う必要がある。本機器は左記業者が設計・製造及び納入したものである。機器の整備に必要な技術・資料は製造メーカー独自の仕様で一般に公開していないものも多く、製造メーカー若しくはその系列会社でなければ入手することが出来ない。また試運転における機器の総合的な良否の判断及び調整は、本機器の多くのデータ有している左記業者以外では不可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 藻岩浄水場 |
| 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕 | 平成28年11月25日 | 月島機械(株)札幌支店 | 17,064,000 | 藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生した浄水発生土を産業廃棄物として適正に処理するための重要な設備である。本修繕対象機器であるNo.1・2加圧脱水機、給水ユニット、No.1・2空気圧縮機、受泥槽攪拌機は脱水機設備の運用において欠くことのできない重要な機器である。 脱水機運転により発生する脱水浄水発生土及び脱水ろ液は、法令(廃棄物処理法及び関連法規)で定められた基準を常に満たしていなければならない。 左記業者は、脱水機本体及び脱水機補機類全体を含めた脱水機システム全体の設計・施工を実施した業者である。機器納入以降もメンテナンス及び分解整備を実施しており、設置当初からの整備資料を保有している。また、機器の分解・組立や部品類の磨耗・劣化具合の診断を行うための整備技術はメーカー独自の仕様である。これらの整備資料及び整備技術は一般に公開されていないため他の業者では入手できない。本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整も必要であり、上記の技術、資料を有する業者以外では行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 藻岩浄水場 |
| 白川浄水場脱水機設備整備修繕 | 平成28年11月25日 | 月島機械(株)札幌支店 | 16,848,000 | 本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生する沈澱池スラッジを加圧脱水処理する設備であり、故障等の不具合が生じ排泥処理工程が滞ると沈澱池のスラッジ堆積量が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など浄水処理に大きな影響を与える重要な設備である。 本修繕は、脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。 当該設備は白川浄水場専用設計・製作したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 左記業者は、当該設備の設計・製作を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 白川浄水場 |
| 白川第2浄水場16号沈澱池クラリファイヤ修繕 | 平成28年11月28日 | 水道機工(株)札幌営業所 | 4,860,000 | 本修繕の対象機器は、凝集処理で沈澱池に堆積するスラッジをピットに集め、排出処理するために設置されているスラッジ掻き機である。 この機器に不具合が生じスラッジの排出処理が停止すると、沈澱池のスラッジ堆積量が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える重要な機器である。 本修繕は、機器の構成部品の整備・交換・動作状況の確認など、総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものであり、対象機器の構造など設計データを基に部品の製作・組立・試運転調整などの作業を行わなければ、機器の機能回復は確保できず、また非常時の修理対応にも支障をきたすこととなる。 なお、対象機器は白川第2浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。 左記業者は、当該機器の設計・製作業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 白川浄水場 |
| 水道局本局庁舎緊急貯水槽緊急遮断弁整備修繕 | 平成28年12月1日 | (株)栗本鐵工所北海道支店 | 972,000 | 本修繕の対象設備は、緊急貯水槽に設置されている緊急遮断弁で流入弁、流出弁、バイパス弁で構成されている。緊急遮断弁は災害発生時に自動的に管路を遮断して飲料水を確保するための、最も重要な機器である。そのため、緊急遮断弁の信頼性向上と機能維持を図り円滑な運転を確保するために、定期的な点検整備、劣化に対する予防保全及び部品交換が必要となる。 本修繕の対象設備は左記業者が設計・製造及び設置したものであり、弁本体や主軸などの主要部については、メーカー独自の開発部品である。また、整備に必要な技術や資料はメーカー独自の仕様であり、一般に公開されていない。そのため、本修繕後の試運転や性能確認等の総合的な調整に必要な技術、資料を有するのは左記の業者のみであり、他社では履行不可能である。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 施設管理課 |

| 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 主管課 |
|----------------------|-------------|------------|-----------|---|-------|
| 西野浄水場次亜注入ポンプ整備 修繕 | 平成28年12月16日 | 英和(株)札幌営業所 | 3,013,200 | <p>本設備は、浄水処理に不可欠な次亜塩素酸ナトリウムを注入するためのものである。それらに不具合が生じた場合、次亜塩素酸ナトリウムの注入ができず、浄水処理が滞る恐れがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。本修繕の対象機器は(株)イワキが製作したものであるが、メンテナンスに関しては左記業者に移管している。試運転や調整の際には、他社には開示していないメーカー独自の製作図やクリアランス等の許容範囲が必要であり、それらのデータを保有している業者でなければ良否の判断及び施工調整ができない。また、本設備データを保有している唯一の業者は左記業者のみであることから、左記業者でなければ実施することができない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p> | 藻岩浄水場 |

| 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 主管課 |
|----------------------------------|-------------|----------------------|------------|--|-------|
| 6業務統合サーバ更新に伴う業務システム移行作業 | 平成28年10月7日 | 日本ユニシス(株)北海道支店 | 22,755,600 | <p>検針業務で使用している「ハンディターミナル検針サブシステム」と電話受付センター業務で使用している「電話受付サブシステム」を稼働させているサーバーは、ハードウェア保守期限が終了となるため、現在、財務課で更新を行っている。更新サーバーは、平成28年10月から稼働予定であり、今後も両業務システムを継続運用するためには、更新により現行サーバーが運用終了(平成29年6月末予定)となる前に、稼働後の更新サーバーへ両業務システムを移行する本業務が必要となる。</p> <p>本業務を遂行する条件として、①開発するプログラムを稼働中の既存システムに結合する場合において、複数の業務システムと密接に連携している既存システムの構成全体を十分に理解したうえで、整合を確実に行うことができること。②障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。</p> <p>左記業者は、当該システムの製造者で、同システムの運用保守業務を行っているため、上記条件の全てを満たし、本業務を遂行できる唯一の業者である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p> | 営業課 |
| 発寒川取水場自家発電設備点検業務 | 平成28年10月13日 | 明電ファシリティサービス(株)北海道支店 | 1,404,000 | <p>本業務の対象機器は、発寒川取水場に設置された停電時のバックアップ設備である。停電時に自家発電設備が起動できない場合、取水場から浄水場へ送水できないことから浄水処理が滞る恐れがある。</p> <p>本業務ではエンジン系統の分解点検・清掃・消耗品の交換及び発電系統の点検・調整を行う。また、整備後に総合試運転・調整を実施し、停電時の浄水処理に欠かせない本設備の予防保全と機能回復を図る。</p> <p>浄水処理を継続しながら本業務を行うため、緊急の際は業務中の自家発電設備を早急に復旧する必要がある。そのためには、設備の構造や特徴に精通している者でなければ迅速に復旧するのは困難である。</p> <p>当該設備は(株)明電舎が設計・製造・納入したものであるが、点検業務に必要な技術・資料については製造メーカー独自の仕様であり、一般に公開していないものが多いことから、製造メーカー若しくはその保守点検を移管された業者でなければそれらを手に入れることができない。そのため、(株)明電舎から直接、点検業務を移管された左記業者以外では点検を行うことはできない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p> | 藻岩浄水場 |
| 水道情報ネットワーク利用登録システム移行及びバージョンアップ業務 | 平成28年11月24日 | (株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道 | 3,996,000 | <p>本システムは、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道が当局の調達仕様に基づき専用に開発したものであって、当該業者は現時点でシステム構造やシステム移行・バージョンアップ方法について把握している唯一の業者である。</p> <p>他業者に委託した場合はシステム構造の調査・解析から実施することが必要で、作業工数の増加、及び移行に伴うリスクの増大が見込まれるため、左記業者を特命とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p> | 財務課 |
| 白川浄水場PCB廃棄物処理業務 | 平成28年11月24日 | JX金属苫小牧ケミカル(株) | 3,302,640 | <p>本業務は、札幌市水道局白川浄水場に保管されている低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を目的とするものである。</p> <p>本業務の対象廃棄物は廃トランス及び廃コンデンサであり、これらについて廃棄物処理法に基づく低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定を受けている本市登録業者は、JX金属苫小牧ケミカル株式会社が唯一である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p> | 白川浄水場 |
| 南部水道センターほか煙突断熱材アスベスト封じ込め業務 | 平成28年12月5日 | 中央ビルメンテナンス(株) | 64,800,000 | <p>本業務は剥落が認められた6施設の煙突断熱材に含有するアスベストを、固化薬剤により緊急的に封じ込める業務である。</p> <p>煙突断熱材のアスベスト封じ込めには、狭い煙道内作業に関する高い技術力と必要とし、また、煙突を継続利用するためには、封じ込めたアスベスト含有断熱材が、ボイラーの排気熱(約500℃)に耐え得る品質を維持する必要がある。</p> <p>上記条件を満たす工法を施工できるのは国内で1社(株式会社エコ・24)しかなく、左記業者は市内唯一の代理店であるため、本業務は左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p> | 工事課 |